

「マルチステークホルダー方針」

サントリーグループは、「人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、『人間の生命の輝き』をめざす」というパーパスのもと、企業活動を通じて社会の諸課題を解決し、あらゆる人が輝くことのできる未来をつくり上げることを目指しています。企業経営において、お客様、お取引先、従業員、地域社会、株主をはじめとするさまざまなステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果については、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、経済の持続的発展につながるという点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であり、以下の取組みを進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は創業以来、「人」こそがもっとも重要な経営基盤であるという「人本主義」の考えのもと、人材育成を長期的な視点でとらえ、様々な取組みを進めており、従業員一人ひとりが、それぞれの個性と能力を最大限に発揮しながら成長し続けることを通じて、サントリーグループの持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、従業員一人ひとりが「やってみなはれ」精神のもとで、さらに積極果敢に挑戦し続けられるよう、健康経営・DEI推進・教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を行います。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、事業の成長や社会情勢等も踏まえながら、労使の協議をもって真摯に取り組んでいきます。教育訓練等について、グループに属するすべての従業員に「自ら学び、成長しつづける風土の醸成」「創業の精神の共有と実践」「リーダーシップ開発」「未来に向けた能力開発」の4つの視点から様々なプログラムを開発、提供してまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/125260-05-02-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年 8月 29日

(令和8年 4月 1日 代表者変更による更新)